

「SNS を医薬品安全対策の一環として活用するための調査業務」の企画競争に係る参加要項

第1条 「SNS を医薬品安全対策の一環として活用するための調査業務」に参加を希望する者は、下記1に掲げる提出書類を下記4に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記2に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申し込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、機構の企画競争選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 提出書類・部数

(1) 次のデータを記録した同一の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）2部

- (a) 企画提案書 事業者名入り版
- (b) 同 事業者名なし版
- (c) 会社概要

書面での提出は要しない。(a)～(c)はファイルを一つにまとめず別にすること。フラッシュメモリーでの提出は認めない。電子媒体は正しく読み込めるか必ず確認すること。

(2) 企画競争参加申込書 1部

押印の上、書面で提出すること。

(3) 競争参加資格確認書類 各1部

企画競争参加説明書を参照し、書面で提出すること。

2. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。なお、提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

事業者名なしの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。

また、本企画競争に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

3. 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書については、仕様書の内容に即した提案であって、かつ下記の内容を含むものであること。

- ・実施内容の経費（見積書）及びその内訳
- ・実施体制図
- ・関連する業務のおおよその実績一覧
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の取得状況（女性活躍推進法に基づく認定〈えるぼし〉、次世代法に基づく認定〈くるみん〉、若者雇用促進法に基づく認定〈ユースエール〉）
- ・その他特筆すべき事項

4. 提出場所・期限

(1) 提出先・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品安全対策第一部

電話：03-3506-9435

E-mail SNS-research●pmda.go.jp（●を@（半角）に変換してください）

(2) 提出期日

令和5年5月9日（火）必着

(3) 提出方法

郵便または宅配便での送付を原則とする。提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。直接持参する場合は、上記連絡先まで事前に相談すること。

5. 受注者の決定方式

受注者の決定は、別途提示する予算額の範囲内で、参加者が実施可能な業務を記載した企画提案書に基づいて審査を行い、質疑等を行ったうえで、以下（２）に記載した評価基準に基づき評価を行い、最も点数が高かった業者を契約予定者として選定する。評価に当たっては、当機構に設置する企画競争選定委員会において評価を行う。

（１）評価の配点

評価に当たっては、1200 点の範囲内で採点を行う。

（２）評価基準及び採点

別紙「評価基準表」及び下記の配点表に基づいて採点するものとする。

評価項目ごとの配点は次の通りとする。

| | 満点 | | | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | | |
|-----|-------|-------|-------|------------------------|---------|-----------|
| | 200 点 | 120 点 | 100 点 | a. えるぼし | b. くるみん | c. ユースエール |
| ①良い | 200 | 120 | 100 | 40/30 | 20 | 20 |
| ② | 150 | 90 | 75 | 20 | | — |
| ③普通 | 100 | 60 | 50 | 10 | 10 | — |
| ④ | 50 | 30 | 25 | 5 | — | — |
| ⑤悪い | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

a. 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）については、①プラチナえるぼし認定（40 点）/全認定基準5つ〇（30 点）、②認定基準の3～4つ〇、③認定基準の1～2つ〇、④行動計画（但し、行動計画の策定義務のない事業主に限る）、⑤該当なしとする。

b. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業）については、①プラチナくるみん、③くるみん、トライくるみん、⑤該当なしとする。

c. 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）については、①認定あり、⑤認定なしとする。

（３）選定方法

①企画競争参加者は、企画審査として企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。こ

の際、各選定委員に対し参加事業者名は伏せた形で実施する。プレゼンテーション中には、各選定委員は、手元の PC で事業者名なし版の企画提案書を参照する。

②プレゼンテーションの時間は 20 分、質疑応答は 10 分を上限とする。なお、参加者数等により時間を短縮する場合がある。

③プレゼンテーションでは、参加者が持参したノート PC を接続 (D-sub、HDMI) するためのスクリーンを使用することができる (使用は任意)。

④当日資料の配布は認めないため、必要な内容はあらかじめ企画提案書に含めること。

⑤各委員は、上記①の結果を審査し、参加者の評価点数を採点表に記入する。

⑥機構は、上記⑤の合計点を算出し、最高点を得た参加者を選定、契約予定者として選出する。結果については参加者全員に通知する (電子メールを予定)。

⑦最高点を得た者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより契約予定者を決定する。

⑧最高点を得た参加者について、契約の履行が出来ないと認められる場合には、その者と契約は結ばず、次点の者と契約を結ぶこととする、また、次点の参加者についても同様とする。

6. 実施スケジュール

(1) 企画競争説明会 4月12日(水) 14:00 開始

↓

(2) 企画提案書提出期限 5月9日(火) 必着

↓

(3) プレゼンテーション 5月16日(火) 14:00 開始

↓

(4) 落札結果連絡 5月18日(木) までに連絡予定

↓

(5) 契約

7. 問い合わせ

本要項に関する不明点は、4.(1)まで問い合わせること

SNS を医薬品安全対策の一環として活用するための調査業務
に係る評価基準書

| 評価項目 | | 調達仕様書に掲げる要件 | 評価基準 | 配点 |
|------|--------------------------|---------------------|---|------|
| 1 | ア 課題に対する理解度 | 2 調達の背景及び目的に関する事項 | ①医薬品の副作用情報の収集の仕組み（法制度）を明確に理解しているか。 | 100 |
| | | | ②PMDA が行っている業務内容（医薬品の副作用情報に係る安全対策措置）を明確に理解しているか。 | 100 |
| | | | ③令和 4 年度 SNS を医薬品安全対策の一環として活用するための調査業務の事業報告書、特に 5. 今後の課題を明確に理解しているか。 | 100 |
| 2 | イ 円滑な業務運用を実現する能力 | 4 業務の範囲及び内容に関する事項 | ④評価項目「ア」の理解に基づき、業務上の様々な問合せに適切に対応するための能力を有しているか。 | 100 |
| | | | ⑤評価項目「ア」③に示す課題への妥当な対応策が提案されているか。 | 200 |
| | | | ⑥SNS からの情報収集の試行において、PMDA に提出する様式又はインターフェイス、提出又は情報更新の頻度を含めた試行の概要が具体的に提示されているか。また、新たな課題を明らかにするための具体的な方策が提示されているか。 | 100 |
| | | | ⑦体制構築に必要な各種要因分析及び実装に係る助言に係る、情報収集手順及び PMDA の業務との適合性を踏まえて情報を整理、評価及び分析し、PMDA に対して助言を行う具体的な方策が提示されているか。 | 100 |
| | | 5 作業の実施体制・方法等に関する事項 | ⑧本業務に係る要員の役割分担、責任分担、体制図等について実施計画書に明記されており、適切な人員構成等となっているか。 | 120 |
| | | | ⑨作業の管理要領（進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理及びコミュニケーション管理）に関する具体的な実施方法、機密及び個人情報の保持及び管理等について適切に明記されているか。 | 100 |
| | | | ⑩提案内容の経費（見積書）は妥当であるか。 | 100 |
| 3 | ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | なし | ⑪女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） | 40 |
| | | | ⑫次世代法に基づく認定（くるみん認定企業） | 20 |
| | | | ⑬若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | 20 |
| 合 計 | | | | 1200 |

評価項目について、「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。